

# 建築物石綿含有建材調査者講習・工作物石綿事前調査者講習の登録手続きについて

建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成30年10月23日 厚生労働省／国土交通省／環境省 告示第1号、令和6年4月5日最終改正）

- 改正石綿障害予防規則により、令和5年10月1日から建築物の事前調査は「建築物石綿含有建材調査者」等に、令和8年1月1日から工作物の事前調査は「工作物石綿事前調査者」等に行わせることが必要になります。この「建築物石綿含有建材調査者」「工作物石綿事前調査者」の育成のための講習を実施する際は、あらかじめ都道府県労働局に登録することが必要です。本リーフレットを参考に手続きをお願いします。
- 講習種別は下表のとおりです。（登録規程第2条）

種別	要件	
特定建築物石綿含有建材調査者	・建築物石綿含有建材調査に関する講義を受講（11時間） ・実地研修を受講 ・筆記試験・口述試験による修了審査に合格	すべての建築物 ※1以外の工作物
一般建築物石綿含有建材調査者	・建築物石綿含有建材調査に関する講義を受講（11時間） ・筆記試験による修了審査に合格	
一戸建て等石綿含有建材調査者	・一戸建て等建築物石綿含有建材調査に関する講義を受講（7時間） ・筆記試験による修了審査に合格	一戸建ての住宅 共同住宅の住戸の内部
工作物石綿事前調査者	・工作物石綿事前調査に関する講義を受講（11時間） ・筆記試験による修了審査に合格	すべての工作物

（※1）特定工作物のうち反応槽、加熱炉、ボイラー及び压力容器、配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）、焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）、発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む。）

## 1 登録の要件等

### （1）講義と科目（登録規程第7条第2項⑤、⑦、⑧、第16条の6第2項④）

次の表の「講義」の欄に応じ、それぞれ「科目」欄の講義が行われることが必要です。

講義	科目	内容	時間
建築物石綿含有建材調査に関する講義 (11時間)	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1 (※2、※3)	労働安全衛生法その他関係法令、建築物と石綿、石綿関連疾患及び石綿濃度と健康リスクに係る建築物石綿含有建材調査の基礎知識に関する事項	1時間
	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2 (※3)	大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令、リスク・コミュニケーションその他の建築物石綿含有建材調査全般にわたる基礎知識に関する事項	1時間
	石綿含有建材の建築図面調査	建築一般、建築設備と防火材料、石綿含有建材、建築図面その他の建築物石綿含有建材調査を行う際に必要となる情報収集に関する事項	4時間
	現場調査の実際と留意点	調査計画、事前準備、現地調査、試料採取、現地調査の記録方法、建材中の石綿分析その他の現地調査に関する事項	4時間
	建築物石綿含有建材調査報告書の作成 (※3)	調査票の記入、調査報告書の作成、所有者等への報告その他の建築物石綿含有建材調査報告書に関する事項	1時間
一戸建て等建築物石綿含有建材調査に関する講義 (7時間)	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1 (※2、※3)	労働安全衛生法その他関係法令、建築物と石綿、石綿関連疾患及び石綿濃度と健康リスクに係る建築物石綿含有建材調査の基礎知識に関する事項	1時間
	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2 (※3)	大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令、リスク・コミュニケーションその他の建築物石綿含有建材調査全般にわたる基礎知識に関する事項	1時間
	一戸建て住宅等における石綿含有建材の調査	一戸建て住宅等の定義、種類、使用される石綿含有建材、電気・空調設備と防火材料その他の建築物石綿含有建材調査を行う際に必要となる情報収集に関する事項	1時間
	現地調査の実際と留意点	調査計画、事前準備、現地調査、現地調査の記録方法、建材中の石綿分析その他の現地調査に関する事項	3時間
	建築物石綿含有建材調査報告書の作成 (※3)	調査票の記入、調査報告書の作成、所有者等への報告その他の建築物石綿含有建材調査報告書に関する事項	1時間
工作物石綿事前調査に関する講義 (11時間)	工作物石綿事前調査に関する基礎知識1 (※2、※4)	労働安全衛生法その他関係法令、工作物と石綿、石綿関連疾患及び石綿濃度と健康リスクに係る工作物石綿事前調査の基礎知識に関する事項	1時間
	工作物石綿事前調査に関する基礎知識2 (※4)	大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令、リスク・コミュニケーションその他の工作物石綿事前調査全般にわたる基礎知識に関する事項	1時間
	石綿使用に係る工作物図面調査	工作物一般、工作物と防火材料、石綿含有建材、工作物の図面その他の工作物石綿事前調査を行う際に必要となる情報収集に関する事項	4時間
	現場調査の実際と留意点	調査計画、事前準備、現地調査、試料採取、現地調査の記録方法、工作物で使用される材料中の石綿分析その他の現地調査に関する事項	4時間
	工作物石綿事前調査報告書の作成 (※4)	調査票の記入、調査報告書の作成、所有者等への報告その他の工作物石綿事前調査報告書に関する事項	1時間
実地研修	・実地研修は、受講者の講義の内容への理解を一層深めることができるものとする。 ・実地研修は、安全管理を行う者を配置し事故防止に十分配慮して行うこと。		

（※2）石綿作業主任者技能講習修了者は、「建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1」、「工作物石綿事前調査に関する基礎知識1」の科目を免除できます。

（※3）工作物石綿事前調査者講習の講義を受講した者（その受講開始日の属する年度の末日から起算して2年を経過するまでの者に限る。）及び工作物石綿事前調査者講習の講義を受講した者（その受講開始日の属する年度の末日から起算して2年を経過するまでの者に限る。）及び建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1、「建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2」、「建築物石綿含有建材調査報告書の作成」の科目を免除できます。

（※4）建築物石綿含有建材調査に関する講義を受講した者（その受講開始日の属する年度の末日から起算して2年を経過するまでの者に限る。）及び一般建築物石綿含有建材調査者及び特定建築物石綿含有建材調査者については、「工作物石綿事前調査に関する基礎知識1」、「工作物石綿事前調査に関する基礎知識2」、「工作物石綿事前調査報告書の作成」の科目を免除できます。

(2) 講師の要件 (登録規程第5条第1項③、④、第16条の4第1項②)

講義	講師の要件
建築物石綿含有建材調査に関する講義	① 一般建築物石綿含有建材調査者 ② 特定建築物石綿含有建材調査者 ③ 学校教育法による大学等の建築学・医学・化学その他の建築物石綿含有建材調査者講習事務に関する科目の教授・准教授の職にある者・あった者、同科目の研究により博士の学位を授与された者 ④ ①～③のいずれかと同等以上の知識及び経験を有する者
一戸建て等建築物石綿含有建材調査に関する講義	① 一般建築物石綿含有建材調査者 ② 特定建築物石綿含有建材調査者 ③ 一戸建て等石綿含有建材調査者 ④ 学校教育法による大学等の建築学・医学・化学その他の建築物石綿含有建材調査者講習事務に関する科目の教授・准教授の職にある者・あった者、同科目の研究により博士の学位を授与された者 ⑤ ①～④のいずれかと同等以上の知識及び経験を有する者
工作物石綿事前調査に関する講義	① 工作物石綿事前調査者 ② 学校教育法による大学等の工学・医学その他の工作物事前調査者講習事務に関する科目の教授・准教授の職にある者・あった者、同科目の研究により博士の学位を授与された者 ③ ①、②のいずれかと同等以上の知識及び経験を有する者
実地研修	① 特定建築物石綿含有建材調査者 ② 学校教育法による大学等の建築学・医学・化学その他の建築物石綿含有建材調査者講習事務に関する科目の教授・准教授の職にある者・あった者、同科目の研究により博士の学位を授与された者 ③ ①、②のいずれかと同等以上の知識及び経験を有する者

(3) 制限業種 (登録規程第2条第6項、第7項、第5条第1項⑤、第16条の4第1項③)

制限業種事業者に支配されていないことが必要です。具体的には次のいずれにも該当しないことが必要です。ただし、労働災害防止団体法第8条の労働災害防止団体、その他の講習事務を公正に行うことができると認められる場合は、この限りではありません。

- ① 申請者が株式会社の場合で、制限業種事業者がその親法人(会社法第879条第1項に規定する親法人)である場合。
  - ② 申請者の役員に占める制限業種事業者の役員・職員の割合が2分の1を超えている場合(※5)。
  - ③ 申請者(法人の場合、代表権を有する役員)が制限業種事業者の役員・職員である場合(※5)。
- (※5) 過去2年間に制限業種事業者の役員・職員であった者を含む。

種別	制限業種事業者(次の業種に属する事業を行う者)
特定建築物石綿含有建材調査者 一般建築物石綿含有建材調査者 一戸建て等石綿含有建材調査者	① 設計・工事監理業(工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及び建築に関するコンサルタント業務を含む。) ② 建設業(しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業その他建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。) ③ 不動産業 ④ 建築材料の製造、供給及び流通に関する業 ⑤ 石綿含有建材の調査及び分析並びに除去等に関する業
工作物石綿事前調査者	① 設計・工事監理業(工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及び建築に関するコンサルタント業務を含み、工作物に係る業務に限る。) ② 建設業(工作物に係る業務に限る。) ③ 不動産業(工作物に係る業務に限る。) ④ 工作物の製造、供給及び流通に関する業 ⑤ 工作物に使用される石綿の調査及び分析並びに除去等に関する業

(4) 事務管理者 (登録規程第5条第1項⑥、第16条の4第1項④)

登録する種別に応じて建築物石綿含有建材調査者講習事務又は工作物石綿事前調査者講習事務を管理する者が置かれていることが必要です。

## 2 登録申請

(1) 登録申請書 (登録規程第3条第2項、第16条の2)

建築物石綿含有建材調査者又は工作物石綿事前調査者講習登録申請書(例・愛知局版)を参考に、申請者の氏名又は名称、住所、法人の場合は代表者氏名、講習事務を行うとする事務所の名称及び所在地、講習事務を開始しようとする年月日などを記載してください。

(2) 添付資料 (登録規程第3条第3項、第16条の2)

個人の場合	法人の場合
① 住民票の抄本又はこれに準ずべき書面 ② 申請者の略歴を記載した書面	① 定款又は寄附行為及び登記事項証明書 ② 株主名簿又は社員名簿の写し ③ 申請に係る意思の決定を証する書類 ④ 役員(持分会社にあつては業務を執行する社員)の氏名及び略歴を記載した書類 ⑤ 法人の支部、支店等が登録を行う場合は、法人代表者から支部等への代表者への委任状等
共通	① 講習事務を管理する者の氏名及び略歴を記載した書類 ② 講義の講師が要件のいずれかに該当する者であることを証する書類 ③ 実地研修を行う場合には、実地研修の講師が要件のいずれかに該当する者であることを証する書類 ④ 講義の講師の担当する科目を記載した書類 ⑤ 講習の受講資格及びその他の講習事務の実施の方法に関する計画を記載した書類 ⑥ 講習事務以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要を記載した書類 ⑦ 申請者が下記(3)の欠格事項のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面 ⑧ その他参考となる事項を記載した書類

### (3) 欠格事項（登録規程第4条、第16条の3）

- ① 建築基準法（昭和25年法律第201号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）、じん肺法（昭和35年法律第30号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、作業環境測定法（昭和50年法律第28号）、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）若しくは建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反し、**罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者**
- ② 建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程第15条第1項（工作物石綿事前調査者講習に関しては登録規程第16条の11第1項）の規定により**登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者**
- ③ 法人であって、建築物石綿含有建材調査者講習事務又は工作物石綿事前調査者講習事務を行う役員のうちに上記①、②のいずれかに該当する者があるもの

### (4) 申請先

上記（1）、（2）の資料を揃えたうえで、下記の宛先まで申請をお願いします。

〒460-8507

愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5-1




名古屋合同庁舎第2号館 2階

愛知労働局労働基準部安全課・健康課

## 3 その他

- 登録は、**5年ごとに更新**を受ける必要があります。（登録規程第6条、第16条の5）
- **講習事務規程**を定め、講習事務の開始前に都道府県労働局長に届け出ることが必要です。（登録規程第10条、第16条の9）
- 毎事業年度**講習実施計画**を作成し、年度開始前に（登録を受けた年は登録を受けた後遅滞なく）都道府県労働局長に届け出ることが必要です。また、その計画に従って**毎事業年度1回以上**の講習を行うことが必要です。（登録規程第7条第1項、第2項①、第3項、第16条の6第1項、第2項①）
- 毎事業年度経過後1月以内に、**当該年度の事業報告**を都道府県労働局長に提出することが必要です。（登録規程第7条第5項、第16条の6第1項）
- 受講資格、講義の科目、適切な教材の使用、修了考査の実施、講習を実施する日時・場所等の公示、不正受講防止のための措置、修了証明書の交付等について適正に運用することが必要です。（登録規程第7条第2項各号、第16条の6第2項各号）
- 講習実施機関は、講習の実施年月日、受講者の氏名、生年月日及び住所、合格した者の証明書交付年月日、証明書番号等を記載した**帳簿**を備えなければいけません。（登録規程第16条第1項、第16条の12）
- 建築物石綿含有建材調査者講習実施機関は、一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者又は一戸建て等石綿含有建材調査者（工作物石綿事前調査者講習実施機関は工作物石綿事前調査者）に対して、**調査に必要な知識及び技能の維持向上を図るための講習**を定期的実施することができます。（登録規程第8条、第16条の7）
- 講習事務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、休止又は廃止する講習の範囲、休止又は廃止の理由、休止又は廃止の年月日等を記載した書類をあらかじめ都道府県労働局長に届け出る必要があります。（登録規程第11条、第16条の9）
- 講習事務の全部を廃止した場合は、帳簿を都道府県労働局長に引き渡す必要があります。（登録規程第16条第5項、第16条の12）

参考ホームページ一覧

建築物石綿含有建材調査者講習及び工作物石綿事前調査者講習 （厚生労働省ホームページ） <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudokujun/sekimen/other/pamph/index_00002.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudokujun/sekimen/other/pamph/index_00002.html</a>	
石綿障害予防規則等が改正されました （愛知労働局ホームページ） <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/ishiwatasoku_kaisei.html">https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/ishiwatasoku_kaisei.html</a>	
石綿総合情報ポータルサイト <a href="https://www.ishiwata.mhlw.go.jp">https://www.ishiwata.mhlw.go.jp</a>	

一般建築物  
特定建築物 石綿含有建材調査者  
一戸建て等

講習登録申請書

工作物石綿事前調査者

申請者の氏名又は名称及び 法人にあってはその代表者の氏名	
申請者の住所	電話番号( )
事務所の名称及び所在地	
講習事務開始予定年月日	年 月 日

年 月 日

法人等機関の名称

申請者 代表者 職 名  
氏 名

厚生労働大臣 殿  
愛知労働局長

備考 表題の「一般建築物」、「特定建築物」、「一戸建て等」及び「工作物石綿事前調査者」のうち該当しない文字をまつ消すこと。